

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
事前キャンプ受入等支援事業業務委託仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ受入等支援事業業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和3年9月30日まで
- (3) 業務内容 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ受入等支援事業業務委託仕様書(案)」のとおり
- (4) 委託予定額 令和3年度予算上限額10,600千円(税込)とする。
なお、この金額は企画提案の見積限度を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。
- (5) 業務所管課 三芳町 MIYOSHI オリンピアド推進課

2 適用範囲

本仕様書は、委託者が発注を予定している「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ受入等支援事業業務委託」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3 業務内容

- (1) 事前キャンプ受入支援準備業務（事前キャンプ実施までの期間）
事前キャンプ受入マニュアル（選手団の行程マニュアル）作成における支援業務
 - ・オリンピック競技大会：オランダ王国 女子柔道選手団
 - ・パラリンピック競技大会：マレーシア パラリンピック選手団
- (2) 事前キャンプ受入支援業務（事前キャンプ期間中）
 - ① オリンピック競技大会：オランダ王国 女子柔道選手団
 - ・人数：9名程度（選手7名、コーチ等2名）
 - ・期間：令和3年7月14日（水）から令和3年7月23日（金）まで（予定）
 - ・練習、宿泊、食事、移動におけるスケジュール管理における調整、手配
 - ※移動については、成田空港から三芳町及び三芳町から選手村まで
なお、宿泊地から練習会場（淑徳大学又は三芳町総合体育館）までの移動手段は含めないものとする。
 - ② マレーシア パラリンピック選手団
 - ・人数：30名程度（選手20名、コーチ等10名）

- ・期間：令和3年8月8日（日）から令和3年8月19日（木）まで（予定）
- ・練習、宿泊、食事、移動におけるスケジュール管理における調整、手配
 - ※移動については、成田空港から三芳町及び三芳町から選手村まで及び、宿泊先からの練習会場への移動も含む。（初日及び最終日は練習無の予定）
- ・実施予定競技及び練習会場
 - 水泳競技：三芳町内民間水泳施設を予定
 - アーチェリー競技：三芳町総合グラウンドを予定
 - バドミントン競技：三芳町総合体育館アリーナを予定
 - 陸上競技：朝霞中央公園陸上競技場を予定

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の交流事業
開催支援（事前キャンプ実施後の期間）

- ①事前キャンプ実施国との交流に向けた事業の提案、調整、手配
 - オリンピック（オランダ王国）、パラリンピック（マレーシア）それぞれ実施するものとする。
 - 事後交流における相手国選手団の移動費用も含むものとする。
※選手村→三芳町→成田空港等

4 委託料の支払条件等

委託料については、業務履行報告書（任意様式）を提出の上、原則業務終了後の支払いとする。

ただし、「3業務内容」の区分に基づく業務ごとの支払い等については協議の上、できるものとする。なお、その場合には区分する業務ごとにおいて、業務履行報告書（任意様式）を提出するものとする。

5 実施スケジュール

業務の主たる部分を再委託してはならない。ただし、他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、書面により町の承認を得ること。

6 報告及び検査

町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

7 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

8 提案における諸条件

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する事項について

①PCR検査等に費用について

受託者が手配する接触関係者（宿泊関係、アテンド、運転手等）については、業務範囲とする。

よって、選手及び町関係者（接触が予想される住民等を含む。）については、本委託業務には含めないものとする。

②宿泊費用について

宿泊費の見積額に関しては、選手等の人員分のみとし、感染防止対策に基づく、空室確保分等については、町と協議の上、別途対応するものとする。（変更契約対応を予定）

③移動手段について

選手団の移動については、すべて専用の貸切バスとし、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」則った感染症対策をするものとし。座席における間隔については、通常どおりとする。

④通訳等について

原則貸切バス1台に対し、日常会話（日英）が可能な者1名を基本とする。ただし、これ以上の提案を妨げるものではない。

⑤食事について

- ・原則滞在期間の3食（朝・昼・夜）とする。
- ・マレーシア選手団におけるハラール料理は必須としないものの、その場合にはシーフード及び野菜のみにて対応すること。

⑥マレーシアパラリンピック選手団について

マレーシア選手団においては、車イス選手は現状いない旨の回答を得ており、その他の選手についても、コーチ等によるアテンドがつくことを、想定するものとする。

9 留意事項

本業務は、本予算措置について地方自治法第211条の規定による議決を得た後に令和3年度予算が確定した場合を前提とするため、令和3年度予算において本予算措置が確定しない場合は、今回の企画提案による業務委託は中止するので、予め留意すること。

また、本プロポーザル実施期間中に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が、延期または中止になった場合も、本業務は、延期又は中止するので、予め留意すること。

なお、これらのことに伴い、プロポーザル参加者または契約候補者において損害が生じた場合、町はその損害について、一切負担しないものとする。

10 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、町と十分に協議を行い、町の意見や要望を取り入れな

がら実施すること。

- (3) 三芳町個人情報保護条例（平成 15 年条例第 28 号）を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務終了後、受託者の責に帰すべき事由による不良個所が発見された場合には、受託者は速やかに町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、町と受託者で協議の上、決定する。